



千葉動力車労働組合

全力で5・24集会へ

戦後憲法体系の全面破壊を許すな!

憲法の全面破壊

新安保ガイドラインと、「周辺事態法」をはじめとしたガイドライン関連法案は、戦後の憲法体系を完全に破壊する重大な攻撃だ。永久に放棄したはずの「武力による威嚇又は武力の行使」が大手を振ってまかりとおり、日本は再び戦争のできる国家として登場しようとしている。しかも攻撃は、全面的なものだ。有事立法によって憲法九条を解体し、労働法制の解体をもつて、労働者の団結権・生存権を破壊し、組対法・盗聴法の制定によって、集会・結社・表現の自由、通信の秘密をはじめとした人権の土台をほり崩し、戦後憲法体制を全面的に換骨奪胎しようというのだ。社会のあり方、戦後的な価値

憲法前文

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼し、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

制定当初の見解

そもそも、制定当時の憲法九条政府見解は、「自衛権」をも明確に否定したものと定議された。一九四六年の憲法制定議会での質疑において、吉田茂首相は、「近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於いて行なわれた。国家の防衛権に依る戦争を認むると云ふことは、偶々戦争を誘発する有害な考えである」と答弁しているのである。「一切の戦力はこれを保持しない」と定められた「戦力」の定義も、「戦争又は之に類似する行為において之を使用することによって目的を達成し得る一切の人的及び物的力」と、見解は明確であった。こうした見解の背景には、様々な政治的意図があったことは間違いない。何よりも、戦勝国アメリカは日本の武装解除を狙い、日本政府としては、天皇制を残す手段として憲法九条を受

憲法九条

① 日本国民は、恒久の平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

● 周辺事態法に有事立法阻止に向け、今こそ闘いに起とう！全力で5・24集会へ！

恐るべき変節!

ところがこの見解は、たちまちのうちに「憲法九条は自衛のための必要最小限の実力を禁止しておらず、何が必要最小限かは一概には言えない」という定義に変節し、「憲法上保持できない戦力」も、「大陸間弾道弾や長距離戦略爆撃機など、性格上、専ら他国の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器」「BC兵器(生物・化学兵器)も憲法上可能」というのが、現在の政府の見解になつていく。そして、今回のガイドライン見直しにあたっては、「自国の平和と安全を維持し、その存立をまっとうするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然

戦後憲法の基底

第二次大戦とは、帝国主義国同士の強盗戦争であった。その死者五千万人。とくに日本帝国主義は、アジア諸国への侵略戦争で二千万人の人民を殺し、自らも三百万人が殺された。日本は、アメリカ帝国主義に敗北し、何よりも、おびただしい血の犠牲をはらって闘われたアジア人民の民族解放闘争に敗北した。もう戦争はいやだ、ごめん、という声、戦後日本の出発点となり、戦後日本の階級闘争は、一気に2・1ゼネストまでのぼりつめる爆発的な高揚を生みだした。反戦の声は、つねに戦後の労働者の意識の底流に響きつづけた。憲法は、こうした要素の総合として生まれたのである。新ガイドラインと関連法は、憲法の基底にあつたこうした要素の全てを支配体制の側から打破しようとするものである。つまり、アメリカと対抗してアジアへの侵略の野望をあらわにし「国家の生存権」を全面におし、たてて、武力の行使をも辞さないことを宣言したのである。

これは、九条の問題だけにとどまらない。憲法の骨格は、①戦争の放棄、②国民主権、③基本的人権の保障、④労働基本権の保障からなりたつていて、その全てがうち砕かれようとしているのである。